破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２２７号
島根県出雲市今市町1603番地
破産者　武田　文恵
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２８４号
静岡市清水区八坂東２丁目３番29―４号
破産者　吉田佳寿子
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５号
北海道旭川市東旭川町倉沼145番地の２
破産者　間島　静子
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４７４号
横浜市神奈川区白幡上町５―７　ハイムサンビーム101、住民票上の住所横浜市戸塚区川上町43番地１　ファーストクラス東戸塚206号
破産者　渡邉　辰雄
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６４号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目８番36号
破産者　髙橋　浩二
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２号
神奈川県横須賀市大矢部４―16―12―503、住民票上の住所神奈川県横須賀市芦名２丁目10番１号
破産者　高橋　　精
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１２７４号
愛知県東海市名和町１丁目93番地　クレッシェンド名和203号
破産者　加藤　健二
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４３号
名古屋市天白区古川町84　ＮＯＮＡＭＩハウス４階　401号室、住民票上の住所名古屋市中区千代田２丁目16番10号　アーバニア鶴舞第２―605号
破産者　平敷　　護
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２６号
東京都世田谷区喜多見５丁目４番15号　ツイン・ドミールＢ棟101　今井方、開始決定時の住所神戸市北区花山中尾台３丁目13番地の10
破産者　岡本　　忍
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０３号
神戸市垂水区神陵台２丁目１番１―501号
破産者　鎌野　哲治
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１３号
神戸市長田区腕塚町１丁目４番10号
破産者　大槝　弘明
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５４４号
広島市中区平野町８番16―902号、住民票上の住所愛媛県松山市北条辻401番地
破産者　大堀　敦志
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４２号
広島市佐伯区河内南１丁目37番42号
破産者　西　　嶬
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７８号
長崎県大村市中里町148番地２
破産者　上野眞喜子
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３４４号
札幌市豊平区美園７条８丁目５番12号　近藤マンション11号
破産者　桑原　重夫
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９号
宮城県大崎市古川米倉字中田４番地１
破産者　佐々木秋子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
宮城県大崎市岩出山字東川原町11番地12　アマティ102号、従前の住所宮城県加美郡加美町字穴畑39番地２
破産者　小山美菜子（旧姓梅森・西本）
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
宮城県大崎市三本木新沼字天神49番地
破産者　高橋　裕恵
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目５番24―402号　古川諏訪住宅２号棟
破産者　小嶋　愛美
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係